

令和3年度
宮崎県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会

日 時：令和3年7月26日(月)

場 所：防災庁舎 防52号室

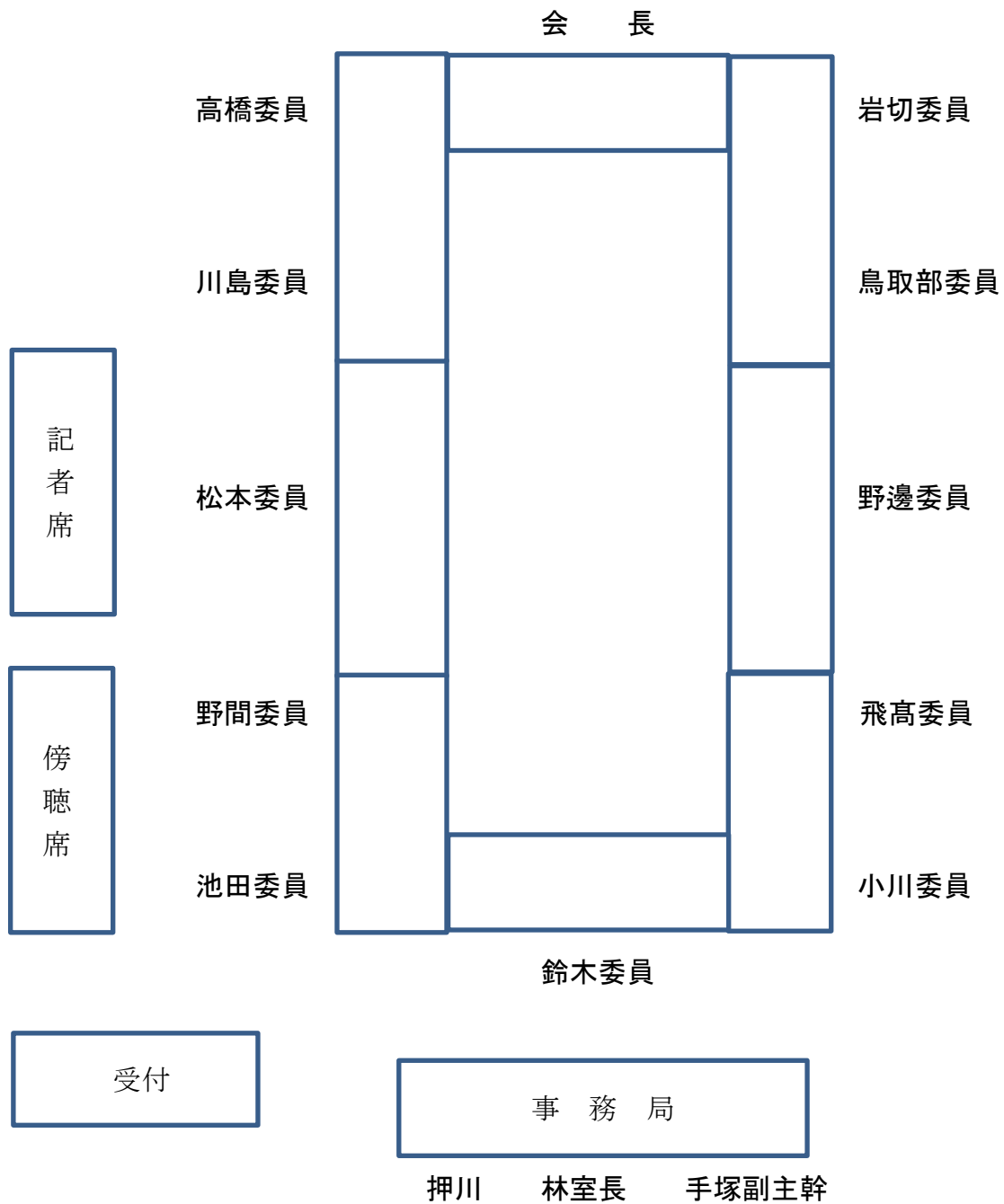
宮崎県福祉保健部医療薬務課薬務対策室

宮崎県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会

座席表

令和3年7月26日

場所：県防災庁舎 防52号室



令和3年度宮崎県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会
委員出席者一覧

| 区分 | 職名等 | 出欠 | 備考 |
|-----------|------------------------------|----|----|
| 学識 経験者 | 宮崎大学医学部附属病院副薬剤部長 岩切 智美 | ○ | |
| | 九州保健福祉大学薬学部准教授 鳥取部直子 | ○ | |
| 関係 団体 | 公益社団法人宮崎県医師会常任理事 金丸 吉昌 | × | |
| | 一般社団法人宮崎県歯科医師会理事 根井 俊輔 | × | |
| | 一般社団法人宮崎県薬剤師会専務理事 野邊 忠浩 | ○ | |
| | 宮崎県病院薬剤師会理事 飛高 光治 | ○ | |
| | 宮崎県製薬協会会長 石井 尚之 | × | |
| | 宮崎県医薬品卸業協会会長 小川 慶二 | ○ | |
| 保険者 | 全国健康保険協会宮崎支部企画総務部長 高橋 裕二 | ○ | |
| | 宮崎銀行健康保険組合事務長 川島 康嗣 | ○ | |
| 被保 険者 | 宮崎県老人クラブ連合会副会長 松本 順子 | ○ | |
| | 消費者団体代表（暮らしのサポートレンジャー） 野間 千代 | ○ | |
| 公募 | 都城市 池田こづ江 | ○ | |
| | 宮崎市 鈴木 莞爾 | ○ | |

就任期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

会 議 次 第

1 開会

2 室長あいさつ

3 議題

(1) 本県におけるジェネリック医薬品の使用状況

(2) 令和2年度宮崎県ジェネリック医薬品安心使用促進事業の実施状況

(3) 令和3年度事業計画（案）

(4) その他

4 閉会

宮崎県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会設置要綱

平成23年1月20日
医療薬務課薬務対策室

(設置)

第1条 患者及び医療関係者をはじめ県民が安心してジェネリック医薬品(以下「GE」という。)を使用できる環境整備等について検討するため、宮崎県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) GEの安心使用促進に係る方策の検討に関すること。
- (2) GEに係る情報交換、啓発に関すること。
- (3) その他GEの安心使用のために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員を持って構成する。

(会議)

第4条 協議会は、福祉保健部長が招集する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を主催する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、宮崎県福祉保健部医療薬務課薬務対策室において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月20日から施行する。

別表（第3条関係）

宮崎県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会委員名簿

| 区 分 | 職 名 等 | 備 考 |
|-------|--------------|-----|
| 学識経験者 | 宮崎大学医学部 | |
| | 九州保健福祉大学薬学部 | |
| 関係団体 | 宮崎県医師会 | |
| | 宮崎県歯科医師会 | |
| | 宮崎県薬剤師会 | |
| | 宮崎県病院薬剤師会 | |
| | 宮崎県製薬協会 | |
| | 宮崎県医薬品卸業協会 | |
| 保険者 | 全国健康保険協会宮崎支部 | |
| | 宮崎銀行健康保険組合 | |
| 被保険者 | 宮崎県老人クラブ連合会 | |
| | 消費者団体代表 | |
| 公募委員 | (公募委員) | |